

# 部活動指導員任用事業

保健厚生課  
学びの改革支援課

## 1 事業目的

中学校の部活動指導の充実と教員の負担軽減を図り働き方改革につなげるため、教員に代わって部活動顧問や大会の引率を行うことができる部活動指導員の任用を支援する。

(参考) 中学校の運動部顧問の競技経験

(R5スポーツ課調べ)

担当競技の経験あり	担当競技の経験なし		
	担当競技以外の経験あり	運動経験なし	計
40.8% (1,000人)	45.4% (1,115人)	13.8% (338人)	59.2% (1,453人)

## 2 事業内容

事業主体	市町村、学校組合
補助対象経費	報酬、期末手当、交通費
補助率	2 / 3 以内 (国 1 / 3、県 1 / 3)
単 価	1, 6 0 0 円/時間 以内
任用時間	1名あたり 2 1 0 時間/年 (1回 2時間 × 3日/週 × 35週)

## 3 令和6年度予算額 5,952万6千円

(参考) 令和5年度交付実績 : 運動部3,418万2千円 文化部582万2千円

	任用人数(予定)
運動部	258名
文化部	66名

## 4 部活動指導員任用数の推移

	R3	R4	R5	R6(予定)
任用市町村数	41市町村	43市町村	48市町村	51市町村
任用校数	96校	97校	107校	未定
任用数	181名	208名	216名	324名

### 部活動指導員 (任用事業) について

- ・学校教育法施行規則第78条の2で制度化された役職である。(平成29年4月1日施行)
- ・本事業の補助条件として単独指導、単独引率が原則とされている。
- ・同一学校同一種目での任用は5年間までとされているが、地域クラブ活動への移行に向けた取組をしている場合においてはこの限りではない。
- ・学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る指導者の確保について、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(令和6年3月策定予定)」で部活動指導員の活用について明記している。